

# 病院薬剤師の業務内容を紹介します

問中央病院 ☎ 235121

病院内の薬局の業務に、どんなイメージを持っていますか？医療を取り巻く環境が高度化・多様化する中で、病院薬剤師の役割も変化してきました。今回は、当院の薬局で行っている主な業務を紹介します。

**\*調剤業務**

患者さんに処方された薬を、飲み方や量、飲み合わせや同じような薬がないか、検査値などをチェックして調剤しています。

**\*注射業務**

入院患者さんごとに取りそろえ、混ぜてはいけない薬がないか、投与量、投与速度、投与期間、検査値などのチェックを行っています。

**\*製剤業務**

医師からの依頼に基づき、市販されていない薬品の調製を行っています。

**\*抗がん剤調製業務**

入院・外来患者さんに投与される注射抗がん剤の調製や抗がん剤治療計画書のチェックを行っています。抗がん剤の調製では正確かつ無菌的に、また調製者への抗がん剤の暴露対策を十分に取って業務を行うことが求められています。

**\*医薬品情報管理業務**

薬が安全かつ最適に使用されるために、得られた情報を集積・整理し、院内各部署に情報提供しています。院内で発生した副作用情報の収集も大切な仕事です。

**\*薬剤管理指導業務**

入院患者さんに薬の飲み方、効果、副作用などを説明することで、服薬の意義を理解してもらい、正しい服薬が行えるように説明しています。また、効果や副作用の確認をしています。



調剤業務



注射業務

近年、病院では多くの職種がお互いの専門性を尊重し、連携して治療や支援を進めるチーム医療が広がっています。当院にも多くのチーム医療がありますが、その中で薬剤師が果たす役割は、医師、看護師をはじめ多職種と連携し、より安全で効果的な薬物療法を患者さんへ提供することです。それぞれのチーム医療で専門性を発揮できるように「認定薬剤師」の資格を取得し、日々自己研さんに励んでいます。

医療の担い手として常に患者さんの視点に立ち、安全で安心な医療の提供に努めていきます。薬に関して不明な点などがある場合は、気軽にご相談ください。

## あなたの街の

# 法律相談

～第58回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「労働時間」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

**Q** どのように改正されたのですか。

**A** 労働基準法では、原則として休憩時間を除き1週間40時間、1日8時間労働と、毎週少なくとも1日(4週間で4日以上)の休日が原則ですが、労使協定(36協定、労基法36条)により時間外・休日労働が認められており、これまで時間外労働の上限の定めがありませんでした。

改正により、時間外労働の上限を原則1カ月につき45時間および、1年につき360時間と定めました(通常予見することのできない業務量の大幅な増加などに伴い、臨時的にこの原則限度時間を超えて労働させる必要がある場合について、その上限について1カ月では休日労働を含めて100時間未満、1年では休日労働を含まず720時間とするなど例外も定めています)。違反した使用者に対しては罰則も定められました(6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金)。

**Q** 有給休暇の取得促進について教えてください。

**A** 使用者は、年休日数が10日以上労働者に対し、5日については基準日から1年以内の期間に年休の時季を定めることにより与えなければなりません。ただし、労働者の時季指定または計画年休制度により年休を与えた場合には必要ありません。

**Q** 新たに設けられた「勤務間インターバル制度」とはどのようなものですか。

**A** 労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるよう「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」を改正し、事業主に対し、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない義務を定めました。

(文責 弁護士 橋本 明広)

弁護士法人青空と大地 ☎ 215162